

内閣参質一七三三第五九号

平成二十一年十二月四日

内閣総理大臣 埼山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員浜田昌良君提出高速道路原則無料化の実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田昌良君提出高速道路原則無料化の実施に関する質問に対する答弁書

一及び二について

高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の料金（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第五項に規定する料金をいう。以下同じ。）を段階的に原則として無料化することに関しては、料金に係る社会実験を実施すること等により、無料化した場合の自動車の交通量、二酸化炭素の排出量及び公共交通機関に与える影響等を総合的に検証し、当該検証の結果等を踏まえて、無料化する路線の選定を行うこととしている。

